

事 務 連 絡
令和5年7月13日

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合

保険証の廃止に向けた資格取得届等の取扱いについて

謹啓 盛夏の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月1日から医療機関等においてオンラインによる資格確認が、原則として義務化されました。同時に、令和6年秋にはマイナンバーカードと健康保険証を一体化し現在の保険証を廃止していくということが国の方針として示され、健康保険組合等の保険者による速やかなデータの登録と正確性がこれまで以上に重要となることを踏まえ省令改正等が行われました。

これにより、資格取得届等の取扱いが別紙のとおり変更となりましたので、ご理解とご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

謹白

【お問い合わせ先】

業務部 適用・徴収グループ

TEL 03-3404-7344

組合ホームページURL

<http://www.sekkei-kenpo.org/>

【別紙】

1. 令和5年6月より資格取得届等へのマイナンバーの記載が義務付けられました。

ご提出いただいた資格取得届及び被扶養者異動届にマイナンバーが記載されていない場合は、その都度、事業主様にマイナンバー（個人番号）の記載をお願いさせていただくこととなります。

なお、やむを得ない理由によりマイナンバー（個人番号）の記載ができない場合は、5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住民票上の住所）が記載されている場合に限って届出を受付いたしますが、情報連携照会（マイナンバーと加入者情報の紐づけ）に時間を要することになります。照会作業が完了するまでの期間（1～2か月程度）は、マイナンバーカードを保険証としてご利用いただけませんこととなりますので、対象となる新規加入者様には、予めご周知いただきますようお願い申し上げます。

2. 入社前の資格取得届等のご提出(事前点検)が可能となりました。

これまで、届出のご提出は、入社日以降に行っていただく必要がありましたが、内定等により加入者となることが確実と見込まれる者については、入社前に資格取得届及び被扶養者異動届を「事前点検」としてご提出いただけるようになりました。

これにより、組合において事前点検を行った結果、不備等がないこと、及び入社日においてその内容に変更がなく、使用されることに至ったことが確認できる場合には、入社日に届出されたものとして扱うことができるようになりました。

なお、入社日までに内定取消等による変更があった場合は、適用・徴収グループまでご連絡いただけますようお願い申し上げます。